

官報

号外 昭和三十五年三月九日

○第三十四回 参議院會議録第十号

昭和三十五年三月九日(水曜日)午前十一時三十二分開議

議事日程 第九号

昭和三十五年三月九日

午前十時開議

- 第一 昭和三十四年度産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 国内旅客船公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 養鶏振興法案(第三十一回国会内閣提出、第三十四回国会衆議院送付)
- 第六 首都高速道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(松野鶴平君) 御報告いたしました。

去る二月二十九日、親王命名の儀が行なわれました当日、議長は、皇居において、天皇陛下に拝謁し、また、皇太子殿下にお目にかかり、さきに議決いたしました賀詞を奉呈いたしましたところ、天皇陛下並びに皇太子殿下から御懇篤なお言葉を賜りました。その他諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る二月二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

- 同 藤田 進君
- 同 加瀬 完君
- 同 杉山 昌作君
- 同 大矢 正君
- 同 亀田 得治君
- 同 江田 三郎君
- 同 加藤 正人君
- 同 榎 繁夫君
- 同 占部 秀男君
- 同 清澤 俊英君
- 同 大森 創造君
- 同 米田 勲君
- 同 大竹平八郎君
- 同 森 八三一君
- 同 杉山 昌作君
- 同 坂本 昭君
- 同 近藤 信一君

議院運営委員 加賀山之雄君
懲罰委員 千葉 信君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

- 同 米田 勲君
- 同 占部 秀男君
- 同 大竹平八郎君
- 同 江田 三郎君
- 同 大森 創造君
- 同 大矢 正君
- 同 杉山 昌作君
- 同 清澤 俊英君
- 同 加瀬 完君
- 同 藤田 進君
- 同 亀田 得治君
- 同 榎 繁夫君
- 同 加藤 正人君
- 同 加賀山之雄君
- 同 大竹平八郎君
- 同 久保 等君
- 同 千葉 信君
- 同 森 八三一君
- 同 近藤 信一君
- 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案
同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

法務省設置法の一部を改正する法律案
同日委員から左の報告を提出した。

昭和三十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十三年度国稅収納金整理資金受払計算書及び昭和三十三年度政府関係機関決算書議決報告書
同日委員から提出した左の公職会開会要書記載の通り議長は、即日これを承認した。

公職会開会要書承認要求書
昭和三十五年二月二十五日提出し、同日議長の承認を得た国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案(第三十三回国会衆議院第二二二号、衆議院提出)(継続審査)についての公職会開会承認要求書中、「一、公職会の日、昭和三十五年三月一日」とあるのを、「一、公職会の日、昭和三十五年三月二日」に変更いたしたい。

同日委員から提出した左の公職会開会要書承認要求書
同日議長は、本院議員有志からの皇太子殿下御結婚のお祝品、絵画一面を宮内庁長官を経由して、皇太子、皇太子妃両殿下に差し上げた。

同日議長は、本院議員有志からの皇太子殿下御結婚のお祝品、絵画一面を宮内庁長官を経由して、皇太子、皇太子妃両殿下に差し上げた。

同日議長は、本院議員有志からの皇太子殿下御結婚のお祝品、絵画一面を宮内庁長官を経由して、皇太子、皇太子妃両殿下に差し上げた。

同日議長は、本院議員有志からの皇太子殿下御結婚のお祝品、絵画一面を宮内庁長官を経由して、皇太子、皇太子妃両殿下に差し上げた。

同日議長は、本院議員有志からの皇太子殿下御結婚のお祝品、絵画一面を宮内庁長官を経由して、皇太子、皇太子妃両殿下に差し上げた。

同日議長は、本院議員有志からの皇太子殿下御結婚のお祝品、絵画一面を宮内庁長官を経由して、皇太子、皇太子妃両殿下に差し上げた。

同日議長は、本院議員有志からの皇太子殿下御結婚のお祝品、絵画一面を宮内庁長官を経由して、皇太子、皇太子妃両殿下に差し上げた。

去る二月二十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 加瀬 完君
文教委員 松澤 兼人君
予算委員 重政 庸徳君
同 荒木正三郎君
同 小林 武治君
同 川上 為治君
同 坂本 昭君
同 近藤 信一君
同 徳永 正利君
議院運営委員 千葉 信君
懲罰委員 同

同日予算委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 大竹 平入郎君(杉山昌作君の補欠)
同日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを地方行政委員に付託した。

消防法の一部を改正する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

総理府設置法の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託
アジア経済研究所法案
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
商工委員会に付託

住宅地区改良法案
公営住宅法の一部を改正する法律案
建設委員会に付託

同日左の通知があった。
昭和三十五年二月二十九日
宮内庁長官 宇佐美 毅
参議院議長松野鶴平殿
このたび御誕生の親王殿下は、御名

を徳仁と命ぜられ、浩宮と称されます。右御通知申し上げます。去る一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 大森 創造君
同 田畑 金光君
同 大矢 正君
同 大蔵委員 大森 常子君
同 社会労働委員 赤松 常子君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 大矢 正君
同 赤松 常子君
同 大蔵委員 大森 常子君
同 社会労働委員 田畑 金光君
同日大蔵委員会において当選した理事は左の通りである。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
海外経済協力基金法案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案
建設省設置法の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託
在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案
日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の通商に関する条約の締結について承認を求めるの件
外務委員会に付託
中小企業業種別振興臨時措置法案

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。
振興部長 中野 正一君
中小企業庁 同
同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

労働基準法の一部を改正する法律案(堤ツルヨ君外二名提出)
社会労働委員会に付託
石炭鉱業安定法案(勝岡田清一君外二十二名提出) 商工委員会に付託
同日委員長から左の報告書を提出した。

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
首都高速道路公団法の一部を改正する法律案可決報告書
昭和三十四年度産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案可決報告書

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

地方行政委員 加瀬 完君
法務委員 大矢 正君
同 江田 三郎君
同 大蔵委員 大森 創造君
同 文教委員 松澤 兼人君
同 社会労働委員 小柳 勇君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

文教委員 加瀬 完君
社会労働委員 江田 三郎君
議院運営委員 亀田 得治君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通りである。

理事 北條 雋八君
同 加賀山之雄君
同日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

介理士法の一部を改正する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件 外務委員会に付託
未婚遺者留守家族等援護法の一部を改正する法律案 社会労働委員会に付託
同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

労働関係訴訟における労働組合の当事者適格に関する法律案(堤ツルヨ君外三名提出)
同日委員長から左の報告書を提出した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

去る二月二十九日委員長から提出した左の公聴会開会承認要求に対し議長は、去る二日これを承認した。

公聴会開会承認要求書
一、議案の名称
昭和三十五年度一般会計予算(予備審査)
昭和三十五年度特別会計予算(予備審査)
昭和三十五年度政府関係機関予算(予備審査)

昭和三十五年度政府関係機関予算(予備審査)
昭和三十五年度政府関係機関予算(予備審査)
昭和三十五年度政府関係機関予算(予備審査)
昭和三十五年度政府関係機関予算(予備審査)

昭和三十五年度政府関係機関予算(予備審査)
昭和三十五年度政府関係機関予算(予備審査)
昭和三十五年度政府関係機関予算(予備審査)
昭和三十五年度政府関係機関予算(予備審査)

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
法務委員 吉田 法晴君
同 大森 創造君
同 予算委員 高橋 衛君
同 同 會希 益君
同日文教委員会において当選した理事は左の通りである。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

昭和三十五年度一般会計予算
昭和三十五年度特別会計予算
昭和三十五年度政府関係機関予算
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案
同日内閣から、原子燃料公社法(昭和三十一年法律第九十四号)第二十六条第三項の規定に基づく原子燃料公社の昭和三十三年事業年度の予算実施結果説明書及び財務諸表を受領した。
同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

建設大臣官房参事 高田 賢造君
官 官
運輸省海運局長 若狭 得治君
去る四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

議院運営委員 亀田 得治君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
議院運営委員 中村 順造君
同日内閣から左の議案が提出された。

よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。
地方公営企業法の一部を改正する法律案
同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。
養鶏振興法案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。
南大東島における高層気象観測に必要なる物品の譲手に関する法律案

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

国内旅客船公団法の一部を改正する法律案
運輸委員会に付託
海岸法の一部を改正する法律案
建設委員会に付託
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
健康保険法等の一部を改正する法律案(滝井義高君外十六名提出)
同日議員から左の質問主意書が提出された。

航空自衛隊次期主力戦闘機F104Jの生産価格に関する質問主意書(矢嶋三義君提出)
同日内閣を経由して内閣総理大臣から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第四十四条第一項の規定に基づく昭和三十三年度公正取引委員会年次報告書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、中小企業振興部長中野正一君(去る二月一日議長承認のとおり)及び建設大臣官房参事官高田賢造君外一名(去る三日議長承認のとおり)を第三十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

議員木暮武太夫君、君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽されま

た。参議院は君の永年の功勞に對しここに院議をもつて表彰します。

〔拍手〕

○議長(松野鶴平君) 表彰状の贈呈方は、議長において取り計らいます。木暮武太夫君から発言を求められておられます。この際、発言を許します。木暮武太夫君。

〔木暮武太夫君登壇、拍手〕

○木暮武太夫君 一言お礼のごあいさつを申し上げます。ただいまは、私のために、永年在職のゆえをもちまして、特に院議により、御懇篤なる表彰を賜りましたことは、まことに身に余る光榮でありまして、ここにつつしんで御礼申し上げます。

願ひますと、私が政界に身を投じ、初めて立法院の一員となりましたのは、実は大正十三年、三十一才のときでございます。自來、衆議院議員に當選すること八回、去る昭和三十一年の通常選挙におきましては本院議員に當選いたしました。以來、引き続き議席を汚して参つたのでございます。その間、孔子の「政は正なり」を信念といたしまして、いささか憲政のために微力をささげて参つたつもりではございますが、振り返つてみまするとき、取り立てていふほどの功績もなく、ただいたずらに歳月を重ねたにすぎないことに気づきまして、まことに慚愧慚愧の至りにたえない次第でございます。

それにもかかわりませぬ、今日、この榮譽にならうことができたことは、ひとえに同僚皆様の御懇切なる御指導と選挙民諸君の終始変わりなき御支援のためでございます。深く感激いたしている次第でございます。ごらんのお通り、私は心身ともに至つてすこやかでございますので、この表彰の感激を肝に銘じまして、ますます奉公の誠を尽くして、民主主義と議院政治の確立のために邁進する覚悟でございます。

何とぞ、皆様方におかれまして、旧に倅して御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。以上、簡単にございしますが、皆様方の御厚意に對し深甚なる謝意を表しまして、ごあいさつといたします。

〔拍手〕

○田中茂穂君 この際、私は、去る二月五日、内閣から送付されました「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件」、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求め

るの件」並びに、二月十九日に内閣から送付されました「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案」を審査するため、委員三十五名からなる特別委員会を設置することの動議を提出いたします。

○光村基助君 私は、ただいまの田中君の動議に賛成いたします。

〔参事朗読〕

日本安全保障条約等特別委員
青木 一男君 青柳 秀夫君
井上 清一君 鹿島守之助君
木内 四郎君 木村篤太郎君
草葉 隆圓君 劍木 亨弘君
後藤 義隆君 笹森 順造君
杉原 荒太君 鈴木 恭一君
苦米地英俊君 永野 護君
鍋島 直紹君 野村吉三郎君
堀木 謙三君 増原 恵吉君
吉武 恵市君 大矢 正君
岡 三郎君 加藤シヅエ君
亀田 得治君 栗山 良夫君
小林 孝平君 佐多 忠隆君
羽生 三七君 森 元治郎君
大和 与一君 曾称 益君
田畑 金光君 石田 次男君

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつて、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めめるの件」、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めめるの件」、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案」を審査するため、委員三十五名からなる特別委員会を設置することに決しました。

本院規則第三十條により、議長は特別委員を指名いたします。これを参事に朗読させます。

○議長(松野鶴平君) 田中君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつて、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めめるの件」、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めめるの件」、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案」を審査するため、委員三十五名からなる特別委員会を設置することに決しました。

〔参事朗読〕

日本安全保障条約等特別委員
青木 一男君 青柳 秀夫君
井上 清一君 鹿島守之助君
木内 四郎君 木村篤太郎君
草葉 隆圓君 劍木 亨弘君
後藤 義隆君 笹森 順造君
杉原 荒太君 鈴木 恭一君
苦米地英俊君 永野 護君
鍋島 直紹君 野村吉三郎君
堀木 謙三君 増原 恵吉君
吉武 恵市君 大矢 正君
岡 三郎君 加藤シヅエ君
亀田 得治君 栗山 良夫君
小林 孝平君 佐多 忠隆君
羽生 三七君 森 元治郎君
大和 与一君 曾称 益君
田畑 金光君 石田 次男君

○議長(松野鶴平君) 堀田単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙は、さきに常任委員長に選任され、国会法第三十一條第二項の規定により、その職を解かれました。つきましては、この際、日程に追加して、その選挙を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

辻 政信君 石黒 忠篤君
佐藤 尚武君

○議長(松野鶴平君) 堀田単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙は、さきに常任委員長に選任され、国会法第三十一條第二項の規定により、その職を解かれました。つきましては、この際、日程に追加して、その選挙を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〔参事朗読〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつて、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めめるの件」、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めめるの件」、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案」を審査するため、委員三十五名からなる特別委員会を設置することに決しました。

本院規則第三十條により、議長は特別委員を指名いたします。これを参事に朗読させます。

○議長(松野鶴平君) 光村君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、堀田単作地域農業改良促進対策審議会委員に武内五郎君を指名いたします。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、土地調整委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〔参事朗読〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつて、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めめるの件」、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めめるの件」、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案」を審査するため、委員三十五名からなる特別委員会を設置することの動議を提出いたします。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつて、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めめるの件」、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めめるの件」、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案」を審査するため、委員三十五名からなる特別委員会を設置することの動議を提出いたします。

した。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

〔参事朗読〕

○議長(松野鶴平君) 日程第一、昭和三十四年度産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。大蔵委員長杉山昌作君。

審査報告書
昭和三十四年度産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月一日
大蔵委員長 杉山 昌作
参議院議長 松野鶴平殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は昭和三十四年度産米穀について、その事前充渡申込に基づいて政府に米穀を売り渡したものの所得税を軽減しようとするので、適当な措置と認める。

二、費用
本法律案の施行のため、別に費用を要しない。

昭和三十四年度産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案、右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年二月二十五日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十四年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案
昭和三十四年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律

米穀の生産者が、その生産した昭和三十四年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和三十四年九月二十一日(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀については、同年八月三十一日までに申し込み、その申し込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和三十五年二月二十九日までに政府に売り渡した場合には、当該生産者の昭和三十四年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に応じ次に定めるところにより計算した金額の右計額に相当する金額は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第七條の二に規定する農業所得に係る同法第九條第一項第四号の総収入金額に算入しない。

一 昭和三十四年九月三十日までに売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百四十円
二 昭和三十四年十月一日から同月十日までの間に売り渡した米穀に

ついては、玄米換算正味六十キログラムにつき、七百二十円
三 昭和三十四年十月十一日から同月二十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百四十円
四 昭和三十四年十月二十一日から同月三十一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百六十円

五 昭和三十四年十一月一日から昭和三十五年二月二十九日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百八十円

この法律は、公布の日から施行する。
附則
〔杉山昌作君登壇、拍手〕
○杉山昌作君 たいだいま議題となりました昭和三十四年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和三十四年産米穀について、生産者が事前売り渡し申し込みに基づいて売り渡した場合は、従来と同様に、その売り渡し所得について、一石当たり平均千四百円を非課税とし、りとするものであります。
委員会の審議におきましては、米穀の需給見通しはどうか、集荷の促進上本措置がどれほどの効果を持つか、本案提出の時期及び理由が適切で欠くのではないか等の点に関し質疑応答が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決せられました。
〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 日程第二、捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案、
日程第三、南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律案、
日程第四、国内旅客船公団法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、
以上三案を一括して議題とすること御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長平島敏夫君。
〔審査報告書は都合により第十三号末尾に掲載〕
捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年二月二十五日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案
捕獲審検所の検定の再審査に関する法律(昭和二十七年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第十七条中「日本国との間の平和条約の効力発生後」を「日本国との間に効力の発生した平和条約の効力発生時から」に改める。
附則第二項中「八年」を「九年」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。
附則
〔審査報告書は都合により第十三号末尾に掲載〕
南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年三月四日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿
南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律案
南大東島における高層気象観測

に必要な物品の譲与に関する法律
政府は、当分の間、南大東島において高層気象観測を行なう気象機関に対して、当該気象観測に必要な運輸省令で定める物品を譲与することができる。

この法律は、公布の日から施行する。
附則
〔審査報告書は都合により第十三号末尾に掲載〕
国内旅客船公団法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年三月四日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿
国内旅客船公団法の一部を改正する法律案
国内旅客船公団法の一部を改正する法律案
国内旅客船公団法(昭和三十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。
第五條中「二億円」を「四億円」に改める。

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。
附則
〔平島敏夫君登壇、拍手〕
○平島敏夫君 たいだいま議題となりました捕獲審検所の検定の再審査に関する法律案

昭和三十五年三月九日 参議院会議録第十号 昭和三十四年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案 捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案外二件 一〇七

る法律の一部を改正する法律案は、二法案につき、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、捕獲審檢所の検定の再審査に關する法律の一部を改正する法律案につき申し上げます。

現行法は、日本国との平和条約第十七条に規定する義務を履行するため、旧捕獲審檢所が検定した事件に対しまして、連合国より要請がありました場合に、これを国際法に従って再審査することを目的とするものであります。事案の性質上、この法律の存続期間は、当初法律施行後三年と定められておりましたが、その後、再審査の要請に關する連合国の状況にかんがみ、第二十二回特別国会以後五回にわたり、それぞれ一年延長することの改正が行なわれ、本年四月二十七日限りでこの法律は失効することとなっております。

本法案は、政府の説明によれば、連合国の再審査の要請が今後もおあるものとの予想のもとに提案されたものであります。本法の存続期間をさらに一年延長し、そのほか関係法律の改正に伴う条文の整備を行なうものであります。

運輸委員会におきましては、小酒井委員より、再審査の取り扱い状況等について質疑が行なわれた後、討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、南大東島における高層気象観測に必要な物品の護手に關する法律案について申し上げます。

まず、本法律案についての政府側の提案理由の要旨について申し上げますと、わが国は台風その他の自然災害により、年々莫大なる損害をこうむっているが、この災害予防と損失の軽減をはかるためには、的確な気象予報を行なうことが必要で、政府は気象事務の整備強化に努力している。中でも高層気象観測は、一般気象予報はもろろん、台風予報上重要な使命を持っている。これが整備について、沖縄本島より東方三百キロの地点にある南大東島は、年々わが国に襲来する台風の通過地点でもあり、また転向地点にもなっているため、政府は、気象庁と琉球政府工務交通部との協力業務として、南大東島における高層気象の観測業務を実施し、その観測資料を入手するよう計画した。そのため政府は、必要な物品を琉球政府に護手することができよう、財政法第九条の特別立法として本法律案を提案したとこのことでありました。

運輸委員会における審議に際しましては、大倉、相澤、小酒井の各委員より、わが国の気象業務の整備拡充計画、さらに、北方定点観測を含めての計画並びに本法による物品護手の品目、金額と、その期間等についての質疑が行なわれましたが、その詳細については速記録に譲ります。

討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、国内旅客船公団法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行法は、国内旅客船の老朽化にかんがみまして、全額政府出資にかかると資本金二億円の公団を設立し、資金調達の困難な旅客船事業者と協力して老朽旅客船の改善に当たらせるため、昨年三月制定されたものでありまして、公団は昨年六月に発足いたしました。

改正案は、三十五年度における公団の所要事業資金七億円のうち五億円を資金運用部資金よりの借入金に仰ぎ、残りの二億円は公団に対する政府出資の増額をもって充てることとし、このため現在の資本金二億円を四億円に改めるために提出されたものであります。なお、運輸委員会は、三十一国会において、現行法を可決すべきものと決定した際、公団に対する政府出資の増額をはかるべき旨の附帯決議を行なっていました。

質疑におきましては、相澤委員より、政府出資二億円増加程度のことく、公団の維持管理の円滑を期し得るか等施策の積極化についてたゞし、また、小酒井委員より、本法により整備の対象となる船舶、すなわち、適格船舶の選定について質疑がありました。このほか、旅客定員十二人以下の小型船舶の安全性確保等について質疑が行なわれましたが、詳細は會議録に譲ることを承願いたします。

かくて質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、次いで採決に入りましたところ、本法案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。
三案全都を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって三案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第五、養鶏振興法案(第三十一回国会内閣提出、第三十四回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。農林水産委員長堀本宜実君。
〔審査報告書は都合により第十三号末尾に掲載〕

養鶏振興法案
第三十一回国会、第三十二回国会及び第三十三回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。
昭和三十五年三月四日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平君

〔不字及び一は衆議院修正〕
養鶏振興法案
養鶏振興法
(目的)

第一条 この法律は、
一 養鶏の振興を
二 養鶏の普及を図るための制度を定めることにより、養鶏の振興に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「標準鶏」とは、次に掲げる鶏の品種であることを示す外形上の特徴で農林省令で定めるものを備える鶏をいふ。

一 単冠白色レグホーン種
二 横はんブリマスロック種
三 単冠ロードアイランドレッド種
四 ニューハンプシャー種
五 名古屋種
六 三河種
七 その他農林省令で定める品種

第三条 標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵については、その生産者は、農林省令で定めるところにより、その種卵又はその容器包装に、当該交配に係る雄及び雌の品種を示す農林省令で定める様式の表示を附することができる。

前項の規定による表示が附されている種卵又は当該表示がその容器包装に附されている種卵からふ化した鶏のひなについては、その生産者(そのふ化を委託した者を含む)は、農林省令で定めると

養鶏振興法
養鶏振興法
(目的)

養鶏振興法
養鶏振興法
(目的)

養鶏振興法
養鶏振興法
(目的)

ころにより、そのひな又はその容器包装にそのひなの品種（品種の異なる標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵からふ化した鶏のひなについては、その交配に係る鶏の雄及び雌の品種）を示す農林省令で定める様式の表示を附することができ。ふ化業者が飼養する標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵で同項の規定による表示が附されていないものから当該ふ化業者がふ化した鶏のひなについても、同様とする。

第四条 前条の規定による場合を除き、何人も、種卵若しくはその容器包装又は鶏のひな若しくはその容器包装に同条に規定する表示又はこれに紛らわしい表示を附してはならない。

2 前条に規定する表示の附されている容器又は包装材料は、その表示を消した後でなければ、再び種卵又は鶏のひなの容器又は包装材料として使用してはならない。ただし、この表示に係る標準鶏の雄及び雌の品種と同一の品種に属する標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵又はその表示に係る同条第二項に規定するひなの品種と同一の品種に係るひなの容器又は包装材料として使用する場合は、この限りでない。

(標準鶏の認定)
 第五条 種卵を生産する者は、その飼養する鶏につき、農林省令で定めるところにより、当該鶏が標準鶏であるかどうかについての都道府県知事の認定を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請に係る鶏については標準鶏である旨の認定をしたときは、当該鶏に農林省令で定める標識を付けるものとする。

(優良な資質を備える鶏を普及するための国及び都道府県の措置)
 第六条 国及び都道府県は、優良な資質を備える鶏の普及を図るため、その生産に係る標準鶏のひな並びに標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵を、種鶏業者のうちその経験の程度、事業能力、鶏の飼養施設の状態、その飼養施設における鶏に係る伝染性疫病の発生状況等を勘案して適当と認めるものに対して配布するよう努めなければならない。

(施設の整備)
 第七条 種鶏業者は、その飼養する鶏が伝染性疫病にかからないようにするため、鶏舎その他の鶏の飼養施設に消毒器等の消毒用施設を整備するよう努めなければならない。

2 ふ化業者は、その生産するひながひな白痢にかからないようにするため、ふ卵舎の床面を清掃の容易なコンクリート敷又は板敷とする等その事業場の施設の整備に努めなければならない。

第七条 ふ化業者は、そのすべてのふ化場（人工ふ化の方法により種卵をふ化する事業の用に供する事業場をいう。以下同じ）が次の各号に掲げる要件に適合するときは、その住所を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

1 ふ化場の施設で農林省令で定めるものが農林省令で定める基準に適合するものであること。
 2 種卵のふ化に關し農林省令で定める経験を有する者で種卵のふ化に常時従事するものが一人以上置かれていること。
 3 ふ化業者は、前項の登録（以下「登録」という。）を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。ふ化場が当該ふ化業者の住所地の都道府県以外の都道府県の区域内にある場合には、その書類のほか当該ふ化場が前項各号に掲げる要件に適合する旨の当該ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事の承認を受けたことを証する書面を提出しなければならない。

1 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、住所並びにその代表者の氏名及び当該業務を執行する役員（氏名））
 2 ふ化場の名称及びその所在地
 3 ふ化場の施設で農林省令で定めるもの
 4 ふ化場において種卵のふ化に常時従事する者の種卵のふ化に関する経験
 5 その他農林省令で定める事項

都道府県知事は、登録の申請があつた場合において、申請者が次の各号の一に該当するときは登録を拒むことができる。
 1 第十条第一項第二号、第三号又は第四号の規定により登録の取消しを受けた日から二年を経過しない者
 2 前号に該当する者を除き、この法律若しくは家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）若しくはこれらに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した日から二年を経過しない者
 3 法人であつてその役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

4 登録は、登録簿に農林省令で定める事項を記載して行ない、登録をしたときは、その旨を公示するものとする。
 5 都道府県知事は、登録をした場合において、登録を受けたふ化業者（以下「登録ふ化業者」という。）が他の都道府県の区域内にふ化場を開設しているときは、登録簿の当該ふ化業者に係る部分の写しを当該他の都道府県知事の知事に送付しなければならない。

6 都道府県知事は、登録をしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に対し、その理由を記載した文書をもつて、その旨を通知しなければならない。
 7 登録ふ化業者が新たにふ化場を開設するときは、あらかじめ当該ふ化場が前条第一項各号の要件に適合する旨の当該ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事の承認を受けなければならない。
 8 前項の場合において、当該ふ化場が登録ふ化業者の住所地の都道府県以外の都道府県の区域内に開設されたものであるときは、同項の承認をした旨又は承認をしない旨の決定をした都道府県知事は、その旨を登録ふ化業者の住所地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

9 登録ふ化業者は、第七条第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その者の住所地を管轄する都道府県知事及び当該変更に係るふ化場の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
 2 登録ふ化業者が次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる者は、その日から二週間以内、当該登録ふ化業者の住所地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
 1 登録ふ化業者が種卵をふ化する事業を廃止したときは、その者
 2 登録ふ化業者が死亡したときは、その相続人
 3 登録ふ化業者が法人である場合において、合併により解散したときは合併後存続する法人又は合併により成立した法人、合併以外の理由により解散したときはその清算人（破産による解散の場合にあつては破産管理人）

10 都道府県知事は、登録ふ化業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。
 1 登録ふ化業者が第七条第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき
 2 新たにふ化場を開設した場合において、第八条第一項の規定による承認を受けないで当該ふ化場において種卵をふ化する事業を行つたとき

11 登録ふ化業者は、農林省令で定めるところにより、ふ化場ごとに、種卵の購買及びふ化、ふ化した鶏のひなの販売並びに鶏の伝染性疫病に關する事項を明らかに記載し、かつ、ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。
 2 登録ふ化業者は、鶏の伝染性疫病の発生の手助又はまん延の防止のため、種卵の購買、ふ化場の施設の消毒しななければならない。（登録ふ化業者に対する措置命令）
 14 都道府県知事は、登録ふ化業者がこの法律に規定する業務を行っていないと認めるときは、当該登録ふ化業者に対し、当該

3 都道府県知事は、登録を取り消したときは、遅滞なく、当該登録の取消しを受けた者に対し、その理由を記載した文書をもつてその旨を通知するとともに公示しなければならない。
 4 都道府県知事は、登録を取り消した場合において、登録の取消しを受けた者が他の都道府県の区域内にふ化場を開設しているときは、当該他の都道府県知事に對し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
 11 登録の有効期間は、三年とする。
 2 登録及びその取消しの効力は、全都道府県に及ぶ。
 12 この法律に規定するものは、確認及び登録の手續その他種卵及び登録に關し必要な事項は、農林省令で定める。（登録ふ化業者の義務）
 13 登録ふ化業者は、農林省令で定めるところにより、ふ化場ごとに、種卵の購買及びふ化、ふ化した鶏のひなの販売並びに鶏の伝染性疫病に關する事項を明らかに記載し、かつ、ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。
 2 登録ふ化業者は、鶏の伝染性疫病の発生の手助又はまん延の防止のため、種卵の購買、ふ化場の施設の消毒しななければならない。（登録ふ化業者に対する措置命令）
 14 都道府県知事は、登録ふ化業者がこの法律に規定する業務を行っていないと認めるときは、当該登録ふ化業者に対し、当該

3 偽りその他不正な手段により確認又は登録を受けたとき。
 4 この法律若しくは家畜伝染病予防法若しくはこれらに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反したとき。
 5 第七条第三項第三号に該当するに至つたとき。
 2 登録ふ化業者のふ化場が当該登録ふ化業者の住所地の都道府県以外の都道府県の区域内にある場合において、その所在地を管轄する都道府県知事は、そのふ化場につき、登録ふ化業者が前項第一号から第四号までに掲げる事由に該当すると認めるときは、その旨を登録ふ化業者の住所地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。
 3 都道府県知事は、登録を取り消したときは、遅滞なく、当該登録の取消しを受けた者に対し、その理由を記載した文書をもつてその旨を通知するとともに公示しなければならない。
 4 都道府県知事は、登録を取り消した場合において、登録の取消しを受けた者が他の都道府県の区域内にふ化場を開設しているときは、当該他の都道府県知事に對し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
 11 登録の有効期間は、三年とする。
 2 登録及びその取消しの効力は、全都道府県に及ぶ。
 12 この法律に規定するものは、確認及び登録の手續その他種卵及び登録に關し必要な事項は、農林省令で定める。（登録ふ化業者の義務）
 13 登録ふ化業者は、農林省令で定めるところにより、ふ化場ごとに、種卵の購買及びふ化、ふ化した鶏のひなの販売並びに鶏の伝染性疫病に關する事項を明らかに記載し、かつ、ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。
 2 登録ふ化業者は、鶏の伝染性疫病の発生の手助又はまん延の防止のため、種卵の購買、ふ化場の施設の消毒しななければならない。（登録ふ化業者に対する措置命令）
 14 都道府県知事は、登録ふ化業者がこの法律に規定する業務を行っていないと認めるときは、当該登録ふ化業者に対し、当該

務を履行させるため必要な措置をとるべき旨を命ずることが出来る。

(登録ふ化業者の表示等)

第十五条 登録ふ化業者は、登録ふ化業者である旨の表示をし、及びその者のふ化場であつた鶏のふ化又はその容器包装に、当該登録ふ化業者のふ化場であつた鶏のふ化である旨の表示を附することが出来る。

前項の規定による場合を除き、何人も、登録ふ化業者である旨の表示若しくはこれに紛らわしい表示をし、又は登録ふ化業者のふ化場であつたものでない鶏のふ化若しくはその容器包装に、登録ふ化業者のふ化場であつた鶏のふ化である旨の表示若しくはこれに紛らわしい表示を附してはならない。

第一項に規定する表示の附されている容器又は包装材料は、その表示を消した後でなければ、当該登録ふ化業者以外のふ化業者のふ化場であつた鶏のふ化の原裝の用に供してはならない。

(立入検査等)

第十六条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、登録ふ化業者から、その者の業務の状況に關し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所若しくはふ化場に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(養鶏振興審議会)

第十七条 農林省に、養鶏振興審議会を置く。養鶏振興審議会は、次に掲げる事項について、農林大臣の諮問に応じて答申し、又は農林大臣に建議することができる。

- 一 鶏の改良増殖に關する事項
二 養鶏経営の合理化に關する事項
三 養鶏生産物の規格の設定その他流通の改善に關する事項
四 養鶏生産物の価格の安定に關する事項
五 養鶏生産物の輸出に關する事項
六 養鶏生産物の加工業の振興に關する事項
七 養鶏生産物の消費の増進に關する事項
八 その他養鶏振興に關する重要事項

養鶏振興審議会は、委員二十人以上以内で組織する。

委員は、養鶏経営、鶏の改良増殖、種卵のふ化及び養鶏生産物の処理、加工、保管、出荷、販売又は消費に關し學識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

養鶏振興審議会に会長を置く。会長は、委員の互選により選任する。会長は、会務を総理し、養鶏振興審議会を代表する。

会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代行する。委員は、非常勤とする。

前各項に定めるもののほか、養鶏振興審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(国及び都道府県の行なう措置)

第十八条 国及び都道府県は、優良な資質を備える鶏の供給を十分に確保するため、その生産の用に供する施設を整備し、優良な種鶏の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

国及び都道府県は、優良な資質を備える鶏の飼育の普及を図るため、その生産に係る標準種卵のふ化並びに標準種の雄及び雌の交配に係る種卵を、経験の程度、事業能力、鶏の飼養施設の状況、飼養施設における鶏の伝染性疾患の発生状況等を勘案して適切と認められる種鶏業者に対して配布するように努めなければならない。

国及び都道府県は、養鶏の振興を図るため、積極的にこれに必要な試験研究及び技術の普及を行なうとともにこれらを助長するものとする。

(資金の融通のあっせん等)

第十九条 国及び都道府県は、種鶏業者及びふ化業者の事業場の施設の取得、改良又は復旧に要する資金でこの法律に基き措置を実施するため必要と認められるものの融通のあっせん、養鶏を業とする者の経営の改善のために必要な助言及び指導その他養鶏の振興のために必要な援助を行ふより努めるものとする。

前項に規定するもののほか、国及び都道府県は、養鶏経営の改善、養鶏生産物の出荷、販売、処理、加工及び流通の改善並びに養鶏生産物の消費の増進のために必要な養鶏の補助又は資金の融通のあっせんその他養鶏の振興のために必要な援助をすることが出来る。

必要な援助を行ふより努めるものとする。

前項に規定するもののほか、国及び都道府県は、養鶏経営の改善、養鶏生産物の出荷、販売、処理、加工及び流通の改善並びに養鶏生産物の消費の増進のために必要な養鶏の補助又は資金の融通のあっせんその他養鶏の振興のために必要な援助をすることが出来る。

(罰則)

第二十条 第四十条の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処す。

第二十一条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処す。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

農林省設置法(昭和二十四年法律第五百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中中央生乳取引調停審議会の項の次に次のように加える。

養鶏振興審議会(号)によりその権限に關せしめられた事項を行なうこと。

(堀本宜実君登壇、拍手)

堀本宜実君 ただいま議題になりました養鶏振興法案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

しかして、送付にかかる本法律案の目的は、養鶏の振興をはかるために、優良な資質を備える鶏の普及のための制度及び養鶏経営の改善のための措置等を定め、農家経済の安定と国民の食生活の改善に役立たせようとするものでありまして、その内容は大略次のようであるのであります。すなわち、

第一に、鶏の優良品種について標準種を定め、都道府県知事によるこれが認定の制度を設け、標準種卵の交配によつて生まれた種卵及びこれら種卵から孵化したひなについて、これが生産業者は所定の表示をすることが出来ることとし、かような場合のほかは、かかる表示またはこれにまぎらわしい表示を附することを禁止し、

第二に、種鶏業者及び孵化業者は、鶏の病疫を防止するための施設の整備に努めなければならないことを定め、

第三に、孵化業者の都道府県知事に對する登録の制度を設け、登録の手續、登録の有効期間並びに登録孵化業者の義務、表示及び都道府県知事の立ち入り検査等について規定し、

第四に、農林省に農林大臣の諮問機關として委員二十人以上をもつて組織する養鶏振興審議会を置くこととし、

第五に、国及び都道府県における優良な資質を備える鶏の供給の確保、その効率的な普及、養鶏振興に關する試験研究及び技術の普及、種鶏業者及び孵化業者の事業場の施設の取得、改良または復旧に要する資金のあっせん並びに養鶏振興のための助成等に関する措置について規定してあるのであります。

委員会におきましては、まず農林當局から提案の理由その他について説明

を聞き、質疑に入りまして、その際、問題になりましたところを要約いたしますと、標準種卵の決定方法と、これを外形上の特徴をもつて定めることと、否、鶏の飼育管理がその資質に及ぼす影響、種鶏業者及び孵化業者等がこの法律に基づく措置を実施するために必要な資金の融通、自給飼料の増産、濃厚飼料の確保とその品質の保全、種卵のコスト及び流通経費、養鶏生産物の需給の調整及び価格の安定並びに流通条件の整備、零細養鶏農家の組織化とその育成、本法施行のための予算及び行政機構、この法律案と地方の条例との関係、標準種卵の普及組織及び機構、養鶏振興の基本方針と本法の目的を達成するための措置その他でありまして、これに對し農林當局から、昭和四十四年度を目標として、鶏の飼育羽数を九千六百万羽、種卵の生産を百七十二億個と、ほぼ現在の倍加を計画し、本法は他の総合施策と相俟つてその目的が達成されることを期待している。

養鶏生産物の流通機構は未整備であつて、出荷、集荷及び消費の各段階を通じて市場等ステーションの整備に努めることとして、審議会の結論を待つて善処したい。本法は専業養鶏者を重点としたものではなく、四百万户に及ぶ養鶏農家の振興をはかるものであり、飼料の品質保全については検査機構を整備し、関係法律を検討したい。養鶏農家の農業協同組合に対する加入を促進し、融資あっせんの強化に努めたい。標準種卵については、品種改良の現段階では、品種の純粋度と産卵能力は照応し、それは外形上の特徴によることとが適当と思ふ。この法律の施行に伴い地方の条例は改廃されることとなる

委員会におきましては、まず農林當局から提案の理由その他について説明

を聞き、質疑に入りまして、その際、問題になりましたところを要約いたしますと、標準種卵の決定方法と、これを外形上の特徴をもつて定めることと、否、鶏の飼育管理がその資質に及ぼす影響、種鶏業者及び孵化業者等がこの法律に基づく措置を実施するために必要な資金の融通、自給飼料の増産、濃厚飼料の確保とその品質の保全、種卵のコスト及び流通経費、養鶏生産物の需給の調整及び価格の安定並びに流通条件の整備、零細養鶏農家の組織化とその育成、本法施行のための予算及び行政機構、この法律案と地方の条例との関係、標準種卵の普及組織及び機構、養鶏振興の基本方針と本法の目的を達成するための措置その他でありまして、これに對し農林當局から、昭和四十四年度を目標として、鶏の飼育羽数を九千六百万羽、種卵の生産を百七十二億個と、ほぼ現在の倍加を計画し、本法は他の総合施策と相俟つてその目的が達成されることを期待している。

養鶏生産物の流通機構は未整備であつて、出荷、集荷及び消費の各段階を通じて市場等ステーションの整備に努めることとして、審議会の結論を待つて善処したい。本法は専業養鶏者を重点としたものではなく、四百万户に及ぶ養鶏農家の振興をはかるものであり、飼料の品質保全については検査機構を整備し、関係法律を検討したい。養鶏農家の農業協同組合に対する加入を促進し、融資あっせんの強化に努めたい。標準種卵については、品種改良の現段階では、品種の純粋度と産卵能力は照応し、それは外形上の特徴によることとが適当と思ふ。この法律の施行に伴い地方の条例は改廃されることとなる

等の旨が答えられたのでありまして、これら質疑応答の詳細は会議録に議事を御了承いただきたくないのであります。

かくて質疑を終わり、討論に入り、森委員から、養鶏生産物の流通の改善と飼料問題の解決に関する意見を付して賛成が述べられ、他に発言もなく、採決の結果、この法律案は全会一致をもって衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右報告いたします。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第六、首都高速道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。建設委員長岩沢忠恭君。

審査報告書

首都高速道路公団法の一部を改正する法律案

右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月一日

建設委員長 稲浦 鹿藏
代理理事 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この法律案は、首都高速道路公団が発行する首都高速道路債券に係る債務について政府が、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず国会の議決を経た金額の範囲内において保証することができるとし、同公団の事業資金調達の際、円滑化を図ろうとするものであり、妥当な措置であると認める。

二、費用
この法律施行のため昭和三十五年度一般会計予算算総則第二十条において、保証することができるとする限度額が額面五十二億円及びその利子に相当する金額と定められている。

首都高速道路公団法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十五年二月二十五日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

首都高速道路公団法の一部を改正する法律案
首都高速道路公団法の一部を改正する法律案

首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の一条を加える。
(債務保証)
第三十八条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券に係る債務について保証することができる。

附則
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、逐次施行する。

〔岩沢忠恭君登壇、拍手〕
○岩沢忠恭君 ただいま議題となりました首都高速道路公団法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

首都高速道路公団は、昭和三十四年六月、首都高速道路公団法に基づき、東京都の区に存する区域及びその周辺の地域において有料の自動車専用道路等の新設その他の管理等の事業を総合的に進めようとする目的として設置されたのでありますが、その事業資金は、出資金等のほか公団が発行する首都高速道路債券により調達することといたしておられます。

本改正案は、首都高速道路債券による資金調達の円滑化をはかるため、債券の元金の支払いについて政府が保証することができるよう措置するものであります。すなわち、政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、首都高速道路債券にかかる債券について保証することができるとする旨を定めようとするものであります。

委員会における質疑の概略を述べると、日本住宅公団法、日本道路公団法等の他の公団法には、立法当初から債務保証の条項があるにかかわらず、首都高速道路公団法のみがこの条項が欠けていた理由、本事業について外貨借款の意思の有無、その他債券発行の条件、公団発足以来の事業実施状況、用地買収交渉の状況、用地買収における土地取用法運用の基本的考え方等の問題等でありました。これらに対し、政府及び公団理事者側から、「立案当初から政府の債務保証の必要性は認めていたものであるが、昭和三十四年度は事務的な経過でその時期を失した。今後、法案の提出にあたっては慎重に取り扱っていく。外貨借款については現在のところ考えていない」等の答弁がありました。

かくて質疑を終わり、討論に入り、田上委員から、「首都高速道路公団の全体の事業計画を見ると、用地補償費がはなはだ僅少である。最近の地価の高騰は、はなはだしく事業の遂行が懸念される。事業の遅延は政府の債務保証とも重要な関係があるので、政府は、用地の取得、補償について公団を十分監督するよう意見を申し上げて原案に賛成する」旨の発言があり、討論を終了、採決に入り可決すべきものと全会一致をもって可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

て保証することができるとする旨を定めようとするものであります。

委員会における質疑の概略を述べると、日本住宅公団法、日本道路公団法等の他の公団法には、立法当初から債務保証の条項があるにかかわらず、首都高速道路公団法のみがこの条項が欠けていた理由、本事業について外貨借款の意思の有無、その他債券発行の条件、公団発足以来の事業実施状況、用地買収交渉の状況、用地買収における土地取用法運用の基本的考え方等の問題等でありました。これらに対し、政府及び公団理事者側から、「立案当初から政府の債務保証の必要性は認めていたものであるが、昭和三十四年度は事務的な経過でその時期を失した。今後、法案の提出にあたっては慎重に取り扱っていく。外貨借款については現在のところ考えていない」等の答弁がありました。

かくて質疑を終わり、討論に入り、田上委員から、「首都高速道路公団の全体の事業計画を見ると、用地補償費がはなはだ僅少である。最近の地価の高騰は、はなはだしく事業の遂行が懸念される。事業の遅延は政府の債務保証とも重要な関係があるので、政府は、用地の取得、補償について公団を十分監督するよう意見を申し上げて原案に賛成する」旨の発言があり、討論を終了、採決に入り可決すべきものと全会一致をもって可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第七、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上両案を一括して議題とすることにより御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。中小委員長山本利壽君。

審査報告書
中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案
右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月二日
中小委員長 山本 利壽
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、中小企業信用保険公庫に対し、昭和三十五年度において政府出資を十八億円増額し、これを融資基金に充てようとするものであつて、同公庫の信用保証協会に対する貸付業務の拡充を図り、信用保証協会の保証能力を拡

大するものである。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月二日
中小委員長 山本 利壽
参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書
中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月二日
中小委員長 山本 利壽
参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十五年三月九日 参議院會議録第十号 中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案外一件

大するともに、その保証料率の引下げに資するため、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため必要な費用として、昭和三十五年度特別会計予算中産業投資特別会計に十八億四角が計上されている。

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年二月二十五日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律

中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二十二條第二項中「産業投資特別会計からの出資金二十億円」を「産業投資特別会計からの出資金三十八億円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

審査報告書

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月二日

商工委員長 山本 利壽
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、事業協同小組合の共同施設を新たに助成措置の適用対象とするともに、汚水処理施設に係る貸付金の償還期間を延長しようとするものであつて、中小企業の実情にかんがみ、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため必要な費用として、昭和三十五年度一般会計予算に中小企業設備近代化等補助金として計上されている十四億七千五百万円のうち、五千万円が充てられる予定である。

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年二月二十五日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律

中小企業振興資金助成法(昭和三十一年法律百十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「事業協同組合」の下に「若しくは事業協同小組合」を加える。

第五条に次のただし書を加える。
ただし、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八條の規定により設置する汚水の処理施設又は工場排水等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第八十二号)第二条第三項に規定する汚水処理施設に係る貸付金の償還期間は、七年をこえない範囲内で政令で定める期間とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

「山本利壽君登壇、拍手」

○山本利壽君 たいだいま議題となりました中小企業関係二法案につきましまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

二法案の内容について申し上げます
まず、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案は、中小企業信用保険公庫に対し、昭和三十五年度において産業投資特別会計から十八億円を出資し、これを融資基金として信用保証協会に貸し付け、その保証能力を拡充しようとするものであります。

また、中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案は、事業協同小組合の組合活動の活性化をはかるため、新たに補助金の対象に小組合の共同施設を加えるとともに、工場排水等の規制に関する法律等の規定による汚水処理施設に対する貸付金については、一

般の場合よりもその償還期間を延長しようとするものであります。
当委員会におきましては、これら二法案を一括して質疑を行ない、技術革新に伴う設備近代化、特に共同施設の近代化の問題、事業協同小組合に対する指導育成の方策、零細企業者に対する金融措置、信用保証協会の保証料率の引き下げ等につき、政府の方針をたざしたのであります。それらの詳細は會議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了いたしましたから、まず、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案について討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案について討論、採決の結果、本法律案もまた全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右二法案について御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致をもつて可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時十分散会

○本日の會議に付した案件

一、請願の件

一、永年在職議員表彰の件

一、特別委員会設置の件

一、温田単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙

一、土地調整委員会委員の任命に関する件

一、日程第一 昭和三十四年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

一、日程第二 捕獲審査所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第三 南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律案

一、日程第四 国内旅客船公団法の一部を改正する法律案

一、日程第五 養鶏振興法案

一、日程第六 首都高速度道路公団法の一部を改正する法律案

一、日程第七 中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

一、日程第八 中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君

議員
杉山 昌作君 牛田 寛君
谷口 慶吉君 小平 芳平君
鳥島徳次郎君 田中 清一君
櫻井 志郎君 原島 宏治君
船浦 鹿藏君 大谷藤之助君
中尾 辰義君 白木義一郎君
下村 定君 常岡 一郎君

昭和三十三年三月九日 參議院會議錄第十号

岩沢 忠恭君	北條 雋八君	加藤 武徳君	安井 謙君	久保 等君	吉田 法晴君
野本 品吉君	三木與吉郎君	齋藤 昇君	小柳 牧衛君	羽生 三七君	栗山 良夫君
佐藤 尚武君	天坊 裕彦君	谷口弥三郎君	木内 四郎君	内村 清次君	山田 節男君
市川 房枝君	大谷 榮潤君	大暮武大夫君	小山邦太郎君	赤松 常子君	棚橋 小虎君
館 哲二君	堀木 末治君	紅露 みつ君	重宗 雄三君	國務大臣	
村上 義一君	辻 政信君	堀木 謙三君	那 祐一君	大蔵大臣	佐藤 榮作君
千田 正君	菅森 順造君	草葉 隆圓君	一松 定吉君	農林大臣	福田 赳夫君
黒川 武雄君	鍋島 直紹君	鹿島守之助君	木村篤太郎君	通商産業大臣	池田 勇人君
山本 杉君	天埜 良吉君	津島 壽一君	伊能繁次郎君	運輸大臣	榎橋 渡君
櫻井 三郎君	岸田 幸雄君	中村 順造君	米田 勲君	建設大臣	村上 勇君
北島 教真君	川上 為治君	森中 守義君	安田 敏雄君	政府委員	
徳永 正利君	安部 清美君	横川 正市君	北村 暢君	總理府總務長官	福田 篤泰君
林田 正治君	松野 孝一君	坂本 昭君	最上 英子君	氣象庁長官	和達 清夫君
柴田 榮君	増原 恵吉君	岡村文四郎君	森 元治郎君		
平島 敏夫君	勝俣 稔君	鈴木 壽君	大河原一次君		
山本 利壽君	後藤 義隆君	伊藤 顯道君	木下 友敬君		
塩見 俊二君	秋山俊一郎君	大谷 實雄君	重政 庸徳君		
上原 正吉君	古池 信三君	阿具根 登君	近藤 信一君		
武藤 常介君	松平 勇雄君	大倉 精一君	矢嶋 三義君		
田中 茂穂君	杉浦 武雄君	荒木正三郎君	小酒井義男君		
西川甚五郎君	新谷寅三郎君	高田なほ子君	光村 甚助君		
近藤 鶴代君	西郷吉之助君	野田 俊作君	湯澤三千男君		
高橋進太郎君	吉武 恵市君	井野 碩哉君	加藤ソヅエ君		
永野 護君	下條 康麿君	木村裕八郎君	阿 三郎君		
林屋龜次郎君	寺尾 豊君	戸叶 武君	須藤 五郎君		
野村吉三郎君	大野木秀次郎君	山本伊三郎君	小柳 勇君		
大沢 雄一君	前田住都男君	大矢 正君	永末 英一君		
宮澤 喜一君	石谷 憲男君	基 政七君	藤田藤太郎君		
村上 春蔵君	青田源太郎君	松永 忠二君	田上 松衛君		
仲原 善一君	堀本 宜実君	田畑 金光君	秋山 長造君		
松村 秀逸君	井川 伊平君	永岡 光治君	藤田 進君		
上林 忠次君	江藤 智君	亀田 得治君	相馬 助治君		
梶原 茂嘉君	高橋 衛君	向井 長年君	椿 繁夫君		
高野 一夫君	鈴木 恭一君	村尾 重雄君	東 隆君		
河野 謙三君	大川 光三君	松浦 清一君	阿部 竹松君		
佐野 廣君	山本 米治君	松澤 兼人君	佐多 忠隆君		
小沢久太郎君	柳木 亨弘君	田中 一君	重盛 壽治君		
青柳 秀夫君	井上 清一君	島 清君	千葉 信君		

久保 等君 吉田 法晴君
 羽生 三七君 栗山 良夫君
 内村 清次君 山田 節男君
 赤松 常子君 棚橋 小虎君
 國務大臣
 大蔵大臣 佐藤 榮作君
 農林大臣 福田 赳夫君
 通商産業大臣 池田 勇人君
 運輸大臣 榎橋 渡君
 建設大臣 村上 勇君
 政府委員
 總理府總務長官 福田 篤泰君
 氣象庁長官 和達 清夫君

昭和三十三年三月九日 参議院會議録第十号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
(直し直賣紙社二十円)
(送料共)

發行所 東京都新宿区市谷本村町一五
 大藏省印刷局
 電話九段四三二一五号